

田原坂指定居宅介護支援事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人社団東洋会が開設する田原坂指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、下記の事業を行うことを目的とする。

- ＜1＞ 居宅要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成する。
- ＜2＞ 当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供ができるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ＜3＞ 当該居宅要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

（運営の方針）

第2条 事業所の居宅介護支援専門員は、要介護等の心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、要介護者等によって、最善の居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供の確保を図るために最善を尽くす。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ＜1＞ 名称 田原坂指定居宅介護支援事業所
- ＜2＞ 所在地 熊本市北区植木町平原2 1 2 番地 田原坂クリニック内

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ＜1＞ 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- ＜3＞ 介護支援専門員 常勤者 2 名（但し、利用者 35 人に対して 1 人を基準とし、適宜増員する。）
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供の確保を図るための連絡調整を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ＜1＞ 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。
- ＜2＞ 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容及び提供方法は、次のとおりとする。

- <1> 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- <2> 居宅サービス計画の作成は介護支援専門員が担当する。
- <3> 利用者の相談を受ける場所は、基本的に当該事業所内、相談コーナーとする。但し、必要により利用者の居宅を訪問し、相談を受ける場合もある。
- <4> 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成にあたってはアセスメント票を用い、利用者についてその有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて、利用者が自立して日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- <5> 介護支援専門員は、解決すべき課題を把握するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。
- <6> 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- <7> 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- <8> 介護支援専門員は、居宅サービス計画の指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- <9> 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、原則として月に一度利用者の居宅に訪問することにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行う。また、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- <10> 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- <11> 介護支援専門員は、介護保険施設等から退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(居宅介護支援の利用料金等)

第7条 1、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

2、次条の通常の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の実施地域を越えた地点から起算して、片道 10 キロメートル未満 無料

10 キロメートル以上、5 キロメートル毎に 100 円を加算する。

3、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、熊本市（植木町、旧北部町）、玉名郡玉東町とする。

（緊急時における対応方法）

第 9 条 介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

（その他運営についての留意事項）

第 10 条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の、質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

＜ 1 ＞採用研修時 採用後 1 か月以内

＜ 2 ＞継続研修 年 2 回程度

（秘密保持）

第 11 条

＜ 1 ＞ 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

＜ 2 ＞ 従業者であったものが、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

＜ 3 ＞ サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るようにする。

（情報の保存）

第 12 条

＜ 1 ＞ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

＜ 2 ＞ 居宅サービス計画、サービス担当者会議棟の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

（協議事項）

第 13 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団東洋会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（業務継続計画の策定）

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

- ① 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するよう努めます。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 15 条 事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 6 月に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

（虐待の防止）

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者は居宅介護支援事業所管理者とします。
- ⑤事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

（苦情・ハラスメント処理）

第 17 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとします。

付則

この規定は、指定居宅介護支援事業者として、熊本市長より指定を受けた日より施行する。

第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条 この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。